大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例(平成27年条 例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 審查請求

第42条を次のように改める。

(審査会への諮問等)

- 第42条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

第43条中第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加 人をいう。以下同じ。) 第43条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。

第49条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、 審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第50条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第51条及び第52条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。 第53条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

- 第53条 審査会は、第49条第3項若しくは第4項、第50条第3項又は第51条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲

覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、前2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付)に要する費用を負担しなければならない。

第55条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第57条第2項中「条例」を「条例(第53条第2項を除く。)」に改める。

第2条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「の是正の申出等(第45条 」を「に係る情報の提供(」に改める。 第45条及び第46条を次のように改める。

第45条及び第46条 削除

第2章第4節の節名を次のように改める。

第4節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供

第48条第1項中「条例」の次に「及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

特定個人情報保護条例(平成28年条例第2号)」を加える。

第49条第1項中「又は第46条第3項」を削り、同条第4項中「又は第46条第3項の規定による再調査の申出」及び「、再調査申出者」を削る。

第50条第2項中「、参加人又は再調査申出者」を「又は参加人」に改める。 第57条中「第45条から第47条まで」を「第47条」に改める。

第60条第5項中「公文書」を「公文書)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第2条の規定による改正を除く。)は、平成28年4月1日以後にされた開示決定等(改正後の条例第22条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)訂正決定等(改正後の条例第31条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。)若しくは利用停止決定等(改正後の条例第39条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。)又は平成28年4月1日以後にされた開示請求(改正後の条例第15条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)訂正請求(改正後の条例第26条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。)若しくは利用停止請求(改正後の条例第34条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。)だ係る不作為に係る審査請求について適用し、平成28年4月1日より前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は平成28年4月1日より前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の改正規定の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市・八尾 市・松原市環境施設組合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第45

条第1項の規定によってされた是正の申出及び旧条例第46条第1項の規定によってなされた再調査の申出については、なお従前の例による。

4 第2条の改正規定の施行の日前に旧条例第45条第1項の規定による是正の 申出をした者は、同条第4項の規定による通知(前項の規定によりなお従前 の例によることとされたものを含む。)を受けた日の翌日から起算して60日 以内に、旧条例第46条第1項の規定による再調査の申出をすることができる。